

## 第 2 4 節 市街地再開発促進区域内等における開発許可

この規定は、市街地再開発促進区域内における開発許可は、通常、市街地再開発事業として行われますが、これ以外の開発行為が行われる場合には、1,000 m<sup>2</sup>未満の開発行為についても許可が必要です。この場合にあっては、法第 33 条第 1 項各号の基準に適合することはもとより、当該市街地再開発促進区域に関する都市計画（公共施設の配置、単位整備区等）等に適合しなければなりません。

また居住調整地域とは、都市再生特別措置法に基づき定めることができ、居住を誘導しないことにより住宅地化を抑制する地域です。

### 都市計画法

#### 第 33 条

8 居住調整地域又は市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第 1 項に定めるもののほか、別に法律で定める。

「別に法律で定める」許可基準については、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 8 及び都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 90 条～第 92 条を指します。